

<b>Title</b>	T.トドロフの《物語分析》について：要素命題と変換の概念
<b>Author</b>	三好, 郁朗
<b>Citation</b>	人文研究. 27 卷 6 号, p.340-353.
<b>Issue Date</b>	1975
<b>ISSN</b>	0491-3329
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学文学部
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University Repository

## T. トドロフの《物語分析》について

——要素命題と変換の概念——

三 好 郁 朗

1・0 ツヴェタン・トドロフが『デカメロンの文法』<sup>(1)</sup>（以下『文法』と略記する）で定式化を試みた方法論的諸範疇は、いわゆる〈額縁〉<sup>(2)</sup>要素を取り除いた100の物語（nouvelles）に関し、その統辞部門の単一性と多様性の（言いかえれば、深層構造と表層構造の）体系を理解可能にするためのものであった。『文法』でのトドロフが、個別文学作品『デカメロン』の〈文法〉を素描するにとどまらず、いわゆる構造詩学の一般モデルの構築までを志向していたことは、その後のトドロフがこれら諸範疇に加えてきた修正と展開の方向からも、明らかなるところであろう。

小論では、〈要素命題〉と〈命題変換〉という範疇をとりあげ、近年めざましく理論化の進んだ物語の統辞論的分析（narratologie）という領域で、トドロフの理論がどの程度の有効性を有しているか、測定を試みてみたいと思う。

1・1 あたかも一般言語学の対象が、ごく限られた要素の組み合わせと変形とから無限の発話を産出する原理としての、われわれ自身の潜在的言語能力であり、〈文法〉とはすなわちそのメカニズムの抽象化（モデル）にほかならぬごとく、構造詩学の対象も、無限の文学テクストの産出原理として抽象された文学言述（discours littéraire）の構造（〈文法〉）である。ところで、〈言述〉一般を構成する諸要素が自然言語のはたらきの結果であることは言うまでもない。ただし、それら諸要素の連続としてある言述（たとえば文学言述）自体の機構が、もはや自然言語のメカニズムにのみ支配されてはおらぬことも、また明白であろう。

したがって、構造詩学の第一の目標は、一般言語学の理論的成果をふまえながらも、文学言述に固有の動的メカニズム（言語のはたらきの所産であるとともに、自らは無限の文学テクストの産出原理となる）を解明することではなければならない<sup>(3)</sup>。

1・2 構造詩学が目的とする文学言述の分析は、まず、言述を構成する諸要素に関し、要素単位の大きさ、レベル、性質、諸要素が相互に保持している関係と布置、要素の全体に対する関係等々についての、方法論的記述を前提としていなければならない。

言述分析にとっての最小有意義単位は、一般に、言語学的分割に従って抽出されたものと、これとは異なった基準にもとづいて特定されたものが考えられるであろう。特に前者については、ますます抽象的かつ操作的な均一不可分の単位を求めようとする傾向が、理論家たちの間に認められるのである<sup>(4)</sup>。ただし、重要なのは、トドロフも言うように、かならずしもそれ以上不可分の原子論的単位へと至ることではなく、分析のレベルに応じ、目的に応じて、もっとも経済的かつ有効な最小単位（すなわち最小有意義単位）を措定することなのだ。

たとえば、この領域でもっとも観察の進んでいる物語言述（discours narratif）の統辞論的分析を、トドロフは、対象となった言述を、論理的により単純な〈命題〉（proposition）群へと還元する〈命題分析〉（analyse propositionnelle）の方法にもとづくものと規定している<sup>(5)</sup>。すなわち、物語言述の統辞論的分析の直接的対象たる〈語り〉（narration）の構造の最小有意義単位は、トドロフの言う〈語りの命題〉（proposition narrative）であり、これは、ひとつ以上の主辞（自変項）と、ひとつの述辞（函数）からなっている。より正確には、語りの命題の支配要素たる述辞、ないしはその下位クラス（たとえば、静態述辞・語りの形容詞／動態述辞・語りの動詞）相互間の、隣接と連辞の関係を記述するのが、物語の統辞論的分析だと言えよう。

1・3 言述命題（要素）の言述（全体）に対する関係は、目的原因論的に記述されてよい。すなわち、基底要素たる各命題は、要素連続としての言述全体が有している目的の完遂を、それぞれに分担しており、その役割（機能）の違いによって互いに弁別されうるのである<sup>(6)</sup>。この観点から、まず、言述を構成する要素命題群に関し、義務的命題／任意命題<sup>(7)</sup>という一対の下位クラスを措定することが正当化される。その上で、たとえば、統辞論的な義務要素ばかりからなる要素連続を、最小ないしは〈核〉言述の統辞論的構造モデルに特定して、任意要素の組み込みによるこれの〈拡大〉expansion<sup>(8)</sup>、ないしは変形を論ずることができるであろう。プロップ、レヴィ＝ストロス以来のすべての物語分析が、明示的であるとないとを問わず、ほとんど常に

前提としてきた〈最小物語〉、ないしは〈基本的物語〉のイメージも、やはり、そうした考え方にもとづくものなのであった。

2・0 既存の物語のみならず、理論的に可能な物語をも含めて、すべての物語の基底に、唯一とはいわず、一定数の〈最小物語〉構造を想定するとは、いわば、自然言語の文法でいう〈基本文型〉、ないしは〈核文〉のごときものの存在を、物語言述についても仮定し、その構成要素の弁別的特性、機能、相互関係等を記述しようとすることである。この態度は、『文法』以来、今日までのトドロフの諸論文に一貫して認められるであろう。ごく最近の論文<sup>(9)</sup>でトドロフ自身が規定しているところによれば、この最小物語の統辞論的構造モデル（以下、〈一般モデル〉と略称する）は、およそのところ次のように定式化される。

最小物語は、最低限ひとつの動作主体（主辞）についての、同族ではあるが異なった2つの属性を記述する命題グループ、ならびに、一方の属性から他方の属性への移行を可能にする変換、ないしは媒介の過程を記述する命題グループから構成されている。すなわち、

$XA \rightarrow PT \rightarrow XA'$ （Xは主辞/AとA'は属性/PTは変換過程）

このように抽象的な一般モデルが、具体的な物語言述の分析に関してどの程度の関与性を有しているものか、すなわち、現実の物語が、こうしたモデルの〈変形〉としてどこまで説明されうるものか、『文法』における記述を手がかりに考えてみよう。

2・1 ところで、『文法』におけるトドロフは、観察された100の物語の統辞論的構造を、前項の一般モデルとはやや異なったモデルに定式化していた。すなわち、すべての物語は最低限ひとつの〈要素連続〉（séquence<sup>(10)</sup>）よりなるが、その構成素としては、まず、次のような義務的命題グループ（正確には、要素命題間の義務的關係）が考えられる。

### 1. 強制命題グループ (relation obligatoire)

先行〈状況〉の変更 (modification) 過程を記述する命題グループ。状況変更の〈欲求・意志〉から〈行為〉へという因果関係（記号⇒）で結ばれた2つの命題からなり、前者は動作主体（X, Y…）の個人的欲求・意志（〈語りの叙法〉optatif<sup>(11)</sup>で記述される）として、後者は動態述辞（〈語



りの動詞 a〉, すなわち, 先行状況変更行為) を含む命題として示される。

Ex. (P)opt x $\Rightarrow$ Xa $\Rightarrow$ <sup>(a)</sup>

## 2. 強制選択命題グループ (relation alternative)

a. ひとつの属性命題 (XA, XはAである) と, その逆転 (X-A, XはAでない), あるいはその未遂 (XA) が, 時間内で継起的 (+) に結ばれている〈属性逆転・命題グループ〉。

Ex. XA+……X-A

b. 社会集団的な掟の侵犯行為 (〈語りの動詞 b〉) と, これの論理的帰結 (〈語りの叙法〉 obligatif で記述される) たる処罰の行為 (〈語りの動詞 c〉) が, I の強制命題グループを媒介にして結ばれている〈罪—処罰・命題グループ〉。

Ex. Xb( $\Rightarrow$ YcX)obl+……YcX<sup>(a)</sup>

I の強制命題グループが 2a の命題グループを媒介している要素連続は, 〈属性の物語〉 (histoire d'attribut) とよばれる。

Ex. XA+(X-A)opt x $\Rightarrow$ Xa $\Rightarrow$ X-A

I の強制命題グループが 2b の命題グループを媒介している要素連続は, 〈処罰の物語〉 (histoire de punition) とよばれる。

Ex. Xb( $\Rightarrow$ YcX)obl+(YcX)opt y $\Rightarrow$ Ya $\Rightarrow$ YcX

『デカメロン』の100の物語は, すべて, この二つの基底的故事タイプ (histoire) のいずれか, ないしはその組合せに還元されるであろう。

2・2 『文法』における〈強制命題グループ〉の統辞論的機能を, 一般モデルの〈変換・媒介過程〉に対応せしめうることは明らかであろう。これに反し, 〈強制選択命題グループ〉 2a, 2b については, これを一般モデルの定式〈同族だが異なった2つの属性〉に同定せしめようとする限り, いくつかの理論的問題点が指摘されなければならない。

両モデルの間に認められる理論的不整合は, 第一に, 一般モデルにおける〈属性〉の範疇が, 『文法』のそれと同一の一般性レベルにないことから来ている。『文法』にあって一般モデルの〈属性〉に対応していたのは, むしろ, 〈状況〉 (situation) の範疇である。しかも, この2つの範疇の内包は, その外延同様, かならずしも同一ではないのだ。たとえば, 一般モデルの〈属性〉が当然に静態述辞で記述されるに対し, 『文法』における〈状況〉の記述は, かならずしも静態述辞/動態述辞の分節を前提としていない。す

なわち、強制命題グループによって媒介される2つの状況は、狭義の属性命題（語りの形容詞）によって記述されるばかりか、ひと組の動態述辞 b/c によっても記述されていたのである<sup>(4)</sup>。

しかしながら、動態述辞とは、その定義からして、〈状況〉を変える述辞であった。つまり、その意味論的特性のいかんを問わず、常に先行状況を変換し、第二の状況を招来せしめる原因となるはずなのである。一方の静態述辞は、主辞に関する生得的属性、ないしは動態述辞による変換の結果としての状況（広義の属性）を記述する。『文法』ではしたがって、〈状況の原因〉であるはずの動態述辞が、〈結果としての状況〉である静態述辞と等価に置かれていたことになる。

2・3 『文法』のモデルに認められたこの理論的不整合を回避しようとするれば、まず、〈語りの動詞〉 b/c の統辞論的機能を、あくまで〈変換・媒介〉のそれに同定できるような修正モデルが考えられなければなるまい。この修正モデルはまた、もうひとつの語りの動詞 a に対する b/c の機能的特性をも明示できなければならないだろう。

紙幅の都合で具体的物語資料の観察はぬきに、結論のみを提示すれば、少なくとも『デカメロン』における最小物語要素連続は、次のようなモデルに定式化されるべきである。

属性<sub>1</sub> → [(掟<sub>1</sub>) 欲求 ⇒ 行為 (掟<sub>2</sub>)] → 属性<sub>2</sub>

トドロフが『文法』で用いた記号で一例を示せば、

Ex. XA + Xb(⇒YcX)obl + (YcX)opt y ⇒ Ya ⇒ YcX ⇒ X-A

ただし [ ] 内の命題グループ（記号列の下線部分）は、その全体が、属性<sub>1</sub> (Ex. XA) から属性<sub>2</sub> (Ex. X-A) への〈変換・媒介過程〉を構成し、〈欲求 ⇒ 行為〉の命題グループが、その中核、すなわち、第一の義務的要素群をなしている。また ( ) 内の命題グループ（記号列の二重下線部分）は、変換過程の一部ではあるが、あくまでも任意要素群であり、それ自体が、変換の義務的要素群（欲求 ⇒ 行為）によって媒介されている。したがって、述辞 b は、直接に属性 A を変換するのではなく、まずは (述辞 c)obl (掟の命ずるところの顕現化) を惹起し、これが述辞 a に媒介されて c に実現 (掟の命ずるところの実践) するのであり、属性変換は、以上の過程全体により媒介される<sup>(4)</sup>。

このようにすれば、『文法』のモデルをも、のちの一般モデルとほぼ完全に同定せしめうるであろう。ただし、これですべての問題が解決したわけではない。たとえば、〈掟の侵害行為〉bと〈掟の顕現化〉(⇒c)oblの統辞論的關係なども、かならずしも明確にされたとは言いがたい。この点に関する『文法』の記述は、純粹に統辞論的な観点よりも、むしろ、罪・処罰という日常的な出来事の論理(もしくは倫理)の観点からなされがちであった。たとえば、『デカメロン』にあっては、罪があつて処罰のない物語が多いことから、ルネッサンス人ボッカチオの道德観が云々されるなど、それ自体はいかほど正当な指摘であるにもせよ、物語の統辞構造(とりわけその深層部での構造)の分析から、ただちに結論されて良いことではない。語られた世界としての物語においては、出来事の連鎖を、日常的な論理とは異なつた法則が支配していることこそ、物語の統辞論的分析の前提になつていたはずなのである。以下、具体的物語例の観察をも加えて、この問題を検討してみたい。

3・0 『デカメロン』第一日第四話(I・4話と略す)の〈論理的要約〉<sup>(4)</sup>は、およそ次のようになる。

若い修道僧が、美しい娘を人知れず僧房に連れ込むが、僧院長に発覚する。処罰をおそれた僧は、一計を案じ、僧院長にも同罪をおかさせる。若い僧から巧妙に指弾された僧院長は、自分の罪についての沈黙とひきかえに、僧の罪を赦す。

3・1 この物語の基底構造が、登場人物X/Yをめぐる2つの〈処罰の物語〉からなつていることは明らかであろう。すなわち、

1. Xは僧たる者(属性A)にあるまじき罪を犯すが、一策をもって処罰を免れ、僧の身分を保全する(Aでありつづける)。

$$XA + Xb(\Rightarrow YcX)obl + (Y - cX)opt \ x \Rightarrow Xa \Rightarrow Y - cX \Rightarrow XA$$

2. Yは僧院長(B)にあるまじき罪を犯すが、一策をもって処罰を免れ、僧院長の身分を保全する(B)。

$$YB + Yb(\Rightarrow XcY)obl + (X - cY)opt \ y \Rightarrow Ya \Rightarrow X - cY \Rightarrow YB$$

XとYの属性(物語の展開に關与的なもの)が、要素連続の冒頭と結末において、外見上、いささかも変化を見せていないこと(属性変換の回避)こそ、この物語における第一の構造特性であり、先の修正モデルにおいて、〈処罰の

物語〉にもいわゆる〈属性変換命題グループ〉が必須としたゆえんである。

ところで、この2つの要素連続は、単純に並置されてはならず、構造的にかなり複雑な関係で結ばれている。そうした関係を記述するのに最低限必要と思われる諸命題と、その相互関係を略記すれば、

3. XとYの〈先行状況変更行為〉(a)は、それぞれに2つの部分(a'/a")からなり、Xa'は、YがXを処罰せんとしている(Ya')ことへの〈対抗策〉である。

$$(YcX)opt\ y \Rightarrow Ya' \Rightarrow Xa'$$

4. Xa'は、「Yが同罪をおかせばXを罰することはない」というXの論理的推断(〈語りの叙法〉prédicatifで記述される)にもとづく〈変換欲求〉を前提としている。

$$(Yb \Rightarrow Y - cX)préd\ x \Rightarrow (Yb)opt\ x \Rightarrow Xa'$$

5. YはXの策略にはまり、同罪をおかす(Xによる処罰の脅威の出現)。  
Xa'  $\Rightarrow$  Yb( $\Rightarrow$  XcY)obl

6. Xa"は、Yが同罪をおかしたことの〈指弾〉であり、これによってYは、「Xを処罰すれば自分も罰せられるだろう」と論理的に推断する。

$$Xa'' \Rightarrow (YcX \Rightarrow XcY)préd\ y$$

7. Yは、処罰回避のための〈状況変更行為〉(a", すなわち、〈赦しと沈黙の交換〉<sup>(4)</sup>の申し出)をおこなう。

$$(X - cY)opt\ y \Rightarrow Ya''$$

8. XがYの罪についての沈黙を約束したのと引きかえに、YもXの罪を赦す。

$$X - cY \Rightarrow Y - cX$$

以上の1~8をいささか強引に一元化すれば、およそ次のようになる<sup>(4)</sup>。

$$\begin{aligned} &XA + YB + Xb(\Rightarrow YcX)obl + (YcX)opt\ y \Rightarrow Ya' \\ &+ (Y - cX)opt\ x + (Yb \Rightarrow Y - cX)préd\ x \Rightarrow (Yb)opt\ x \Rightarrow Xa' \\ &\Rightarrow Yb(\Rightarrow XcY)obl \Rightarrow Xa'' \\ &\Rightarrow (YcX \Rightarrow XcY)préd\ y + (X - cY)opt\ y \Rightarrow Ya'' \\ &\Rightarrow X - cY \Rightarrow Y - cX \Rightarrow XA + YB \end{aligned}$$

3・2 トドロフによれば、いかなる要素命題も、これをより表層のレベルに移す限り、常にひとつの要素連続として記述されうる。そこで、このような操作をくり返し、精密化してゆくならば、物語言語の統辞論的表層構造ま



でを記述できるようにも思われる。しかしながら、いかに単純な物語といえども、表層的な〈筋〉の成り立ちは、基底要素連続の構造に比して格段の複雑さをそなえているものなのだ。したがって、前項のような一元的記号列によって最小要素連続の〈拡大〉を表示しているだけでは、具体的物語の表層構造の多様性も、それが深層構造から生成するメカニズムも、ともに明示化できずに終るであろう。前項のように、2つの基本要素連続の関係を表示するにすぎぬ記号列でさえ、要素命題間の関係、命題の言述に対する目的原因論的機能等を、十二分に記述しえたとは言いがたいのである。そうした記述には、『文法』で検討されたものとは異なった方法論的範疇が必要となるように思う。

一例として、述辞 b (罪の行為) と、それにつづいてあらわれる恒常的要素命題〈掟の顕現化〉の関係について考えてみよう。

Ex.  $Xb(\Rightarrow YcX)obl$

すでに明らかなように、この命題グループは、「Xは罪をおかし、掟の命ずるところにより Y に罰せられなければならぬ」ことを記述している。すなわち、Xb を契機として、Y に対しては X を罰する義務（それを欠けば Y も掟をおかすことになる）が、X に対しては Y による処罰の脅威が、それぞれに顕現化することを示していた。しかしながら、『デカメロン』の〈処罰の物語〉を見る限り、罪がおかされたからと言って、物語世界内でただちに〈処罰の義務と脅威〉が顕現化するとは言い切れないのである。

たとえば、I・4 話の X は、女犯が重大な処罰の対象となることを心得ている。「誰にも知られない」機会をねらって罪をおかしたのはそのためであり、掟の存在は確かに X の行動に影響を与えている。しかしながら、かりに X の女犯が、彼の計算通り、誰れにも（したがって Y にも）知られずにすんだとすれば、 $(YcX)obl$  は、Y に対する義務として顕現化するはずがなく、X にとっての脅威ともならず、〈状況変換過程〉 $(Y-cX)opt x \Rightarrow Xa$  が発動される必要も生じなかったであろう。つまり、 $(YcX)obl$  が Xb と直接因果的 ( $\Rightarrow$ ) に結ばれるためには、「Y が Xb を知った」という条件がなければならなかったのである<sup>10</sup>。X と同罪をおかす際の Y の独白「隠された罪は半分は赦されるものだ」には、述辞 b と  $(\Rightarrow c)obl$  との統辞論的關係が、見事に表現されているように思う。

自分の罪が誰にも知られていないと信じていた段階の Y は、「獲物 (娘)

をひとり占め」すべく、Xを罰しようとしている (Ya')。ところが、一切がXに知られており、自身も (XcY) obl の脅威にさらされていることを知ったYは、同じ罪をおかしながらXにのみ刑罰を課すことを「恥じる」(Ya'')に至る。Ya'/Ya''という、全く正反対なこの二つの行為(あるいはその企図)が、「YbがXに知られていたことをYが知る」という、いわば、ひとつの<認識過程>の実現(欠落していた認識のおくればせな実現)によって、媒介されていることに注目したい。少なくともI・4話においては、主辞X/Yの事態認識に関する特性が、統辞論的に重要なファクターとなっていることが感知されるであろう。

ところで、Xbを知って (YcX)obl を義務と自覚したはずのYは、ただちに YcX を実行しようとはせず、「すぐさま扉を開けさせる」べきか、「他の方法で解決」すべきかなどと思案し、はては事件に「興味を覚え」、最後にようやく「女の素状を調べてから」処罰の方法をきめようとしている。Yのこの<余裕>は、明らかに、<自分だけがすべてを知っている>者の優越感から来ていた。そして、Yの場合には誤解(誤った事態認識)にほかならぬこの<優越性>が、物語の<筋の展開>に決定的役割を果していることを思えば、ここでもまた、<認識過程>の統辞論的重要性は到底看過しがたいのである。

**3・3** ここで、特定認識対象(P)についての一次的認識、その認識についての二次的認識(メタ認識)、さらにその二次的認識(メタ・メタ認識)…という連鎖(<認識過程>)を仮定し、そこに一次認識<二次認識<三次認識…>という、階層性にもとづく<優劣関係>があるものと措定してみよう。今かりに、この認識過程内に2つの異なった認識主体(X/Y)が交互に分布されているケースを例示すれば、

(P)をXが知る<sup>1)</sup>をYが知る<sup>2)</sup>をXが知る<sup>3)</sup>をYが知る<sup>4)</sup>……

(P) sv<sup>1</sup>x]sv<sup>2</sup>y]sv<sup>3</sup>x]sv<sup>4</sup>y……

記号列の最後に来る認識主体が、(P)についての認識過程内では最終的な優位を与えられる。また、(P)が語りの命題であるとすれば、記号列がPのみからなるケースも考えられ、命題主辞が、誰にも知られずに命題述辞を実現していることが示される。なお、「…をYが知る」をXが知らない…といったケースの表記が必要な場合は、…svy]-svx…のようにする。

ところで、I・4話の Xb/Yb を認識対象とした〈認識過程〉は、あらまし次のように要約できる。

Xb が Y に発覚する] Y に発覚したことに X が気づく] X が気づいたことを Y は知らない] X が気づいたとは Y が思っていないことを X が知る。

(Xb)  $sv^1y]sv^2x]-sv^3y]sv^4x$

Yb は X に知られている] X に知られたことに Y は気づかない] Y が気づいていないことを X が知る

(Yb)  $sv^1x]-sv^2y]sv^3x$

なお、Xb に関する  $-sv^3y$  は、Y が誤って  $sv^2x$  を否定した<sup>90</sup>ことを示し、Yb における  $-sv^2y$  は、Y が  $sv^1x$  を誤って否定していることを示す。したがって、Xb に関する〈認識過程〉では、X と Y の間に次のような優劣関係が認められる。

Y は、 $sv^1$  における自分の一時的優位 ( $sv^2x$  によって否定される) を決定的なものとして信じている (誤った優越性)。

X は、 $sv^2$  の優位に加えて、 $sv^4$  (Y が  $-sv^3$  という誤った認識にもとづいて行動していることの認知) という二重の優越性を有している。

一方、Yb についての〈認識過程〉では、

Y は、 $sv^1$  による X の優位を知らず、自分の優位 (自分の罪が X に知られていない) を信じている (誤った優越性)。

X は、 $sv^1$  と  $sv^3$  の二重の優越性を有している。

『デカメロン』I・4話の2つの基底要素連続 (Xb を含むもの / Yb を含むもの) のいずれにおいても、Y の優位は誤った認識にもとづくものでしかなく、認識過程における真の優位は、常に X の側にあった。Xa および Ya という2つの〈変換行為〉の力関係も、そうした認識の優劣関係をそのままに反映するであろう。先にも述べたように<sup>90</sup>、Xa を構成する Xa' と Xa'' は、Ya を構成する Ya' を、当初の目的とは正反対の Ya'' へと変換・媒介しえたのであるが、その背後には、Y の認識に対する X の認識の優越性にもとづくところの、Xa > Ya という優劣関係が潜在していたのである。僧院長としての Y と下級僧としての X とは、その社会的地位はもちろん、物語の冒頭における状況 (掟に照せば、非は一方向的に X にある) についても、むしろ Y >



Xという関係にあったはずなのだが、これが、物語の世界内に実現される認識の優劣関係と対立し、遂には $Y < X$ へと逆転してゆくことにこそ、この物語の〈面白さ〉があり、〈モラル〉があったのだと言えよう。

先にも述べたように、『デカメロン』のI・4話は2つの〈処罰の物語〉からなっている。ただし、この2つの基底要素連続が表層的な〈筋〉(トマシェフスキーの〈シュジェート〉, トドロフの *narration*) へと生成する過程は、両者の単純な並置などで記述しつくせるものでなかった。ドロフ自身は、基底要素連続間の関係を、形式的分類(たとえば、2つの要素連続1/2の連辞的關係は、1-2型, 1-2-1型, 1-2-1-2型のいずれかである)で十二分に記述できるとしているのであるが、このようなモデルが妥当するのは、あくまで、基底統辞部門でのことに限られるであろう。基底要素連続から〈筋〉への生成を記述するには、たとえば3・1で示した記号列などにくらべて、より生産的な〈変換装置〉のモデルを考えねばならないはずである。I・4話の例で言えば、 $X_b/Y_b$  という2つの要素命題に対する登場人物たち(I・4話では $X/Y$ )の認識の性質と変化、言いかえれば、命題 $X_b/Y_b$ の〈認識変換〉のレベルにこそ、そうした変換装置を措定する可能性がうかがえるように思う。

3・4 比較的最近の論文<sup>29</sup>においてトドロフは、〈語りの変換〉(*transformation narrative*)という概念を、〈語りの述辞〉の記述と分類のための方法的範疇として提起している。そこで言う〈変換〉とは、本来、連辞的關係からは切り離された〈語りの命題〉を2つずつ対にしてとりあげた場合、そこに共通の基底要素(核命題)が認められ、それぞれがこの基底命題の変換命題とみなしうることを指す。たとえば、

1. X commet un crime.
2. X ne commet pas de crime.
3. Y apprend que X commet un crime.

において、2は1のマイナス変換(トドロフの言う *statut* の変換)であり、3は1の認識変換(*connaissance* の変換)である。現在のところトドロフは、単一変換(基底述辞を特定化する操作子、たとえば、様態、否定などの加わる変換)と複合変換(基底述辞以外に第二の述辞が加わる変換)を措定し、そのそれぞれに6種の変換を認めている。(mode, intention, résultat, manière, aspect, statut/apparence, connaissance, description, supposition,



subjectivation, attitude)。ただし、あくまでも「論理的」（したがって普遍的）であろうとするこの分類も、現在のところは、フランス語において「容易に観察されうるもの」の列挙にとどまっており、これ以外の分類の可能性を排除するものではない。

トドロフの言う〈認識変換〉を例にあげるならば、これは、observer, apprendre, deviner, savoir, ignorer（フランス語の動詞の例をあげたにすぎない）等、「認識のさまざまな段階と様態を記述する述辞」が〈核命題〉に加わる変換、すなわち、「別の述辞が明示している行為についての認識に関する変換」である。つまり『デカメロン』I・4話について小論で分析してきた〈認識過程〉とは、Xb/Yb という2つの要素命題についての、認識変換命題群の体系にはほかならなかつたのである。ただし、トドロフの〈変換〉は、基本的には意味論的範疇であつた。つまり、同じく変換、あるいは変形と言つても、たとえば生成文法で言うところの〈文の変形〉が、深層構造から表層文への生成を媒介する変換装置のモデルとして措定されるに對し、トドロフの〈変換〉は、いわば表層文相互間の範列的（意味論的）関係を記述し、分類するための範疇である。言いかえれば、物語の〈筋〉（物語の素材としての出来ごとの連鎖ではなく、物語られた出来ごと相互間の組織）のレベルに、特定の命題（たとえば Xb, Yb）が、さまざまな変換を受けてあらわれることに注目し、それら変換命題群の範列的関係を記述するものであり、かつまた、特定のテキストがたえず特定の変換への偏向（たとえば、H. ジェイムスにおける認識変換<sup>(1)</sup>）を示すことを根拠として、〈テキストの類型学〉にまで至らんとするものであつた。それに対し、小論では、認識変換命題間の連辭的關係を觀察し、〈変換〉の概念が統辭論的にも有効なことを示そうとしたのである。なお、今回は詳述する余裕もないが、ここで扱つた認識変換のみならず、トドロフの分類している変換のすべてが、物語の深層的統辭構造から表層的な〈筋〉への生成を記述するに際し、十二分に操作的な概念となりえるように思つている。

1975/9/30

註

(1) Tzvetan Todorov: *Grammaire du Décaméron*, Mouton, 1969.

(2) 『デカメロン』は、古来〈額縁文学〉とよばれている。冒頭の「序詞」、巻末の

- 「結びの言葉」, 初日の「序話」, 十日目十話の終りにある〈結びのはなし〉, 各物語にそえられた〈語り手たちの会話〉等が, 〈額縁要素〉である。
- (3) フォルマリズム以来の構造詩学が, 〈手法〉, 〈文学性〉, 〈詩的機能〉といった諸概念, 〈語りの構造〉, 〈文体の構造〉, 〈律動の構造〉といった諸構造モデルを通じて, 文学言述に独自のはたらきを追求してきたのもそのためである。
- (4) 非言語学的分割の例としては, 「ある場合にはわずかな語, ある場合にはいくつかの文を含む」(R.バルト)〈読みの単位〉lexie などがあり, 言語学的分割によるものは, 章, 詩節などから, 文, 節, 語に至り, 遂には〈意義素〉(グレマス)のように原子論的な単位にまで行き着いている。ただし, たとえば〈意義素〉の特定とその組織の記述といった操作は, 本来, 言述分析のレヴェルをはるかに越えて, その背後にある, いわば始源的な文化の深みでの二項対立(たとえば静的/動的)のレヴェルに加えられるべきものであろう。
- (5) この規定は「文法」にはじまるが, ここに紹介した明解な定義は, Ducrot & Todorov: *Dictionnaire encyclopédique des sciences du langage*, Seuil, 1972 による(p. 377)。
- (6) 前出 *Dictionnaire* p. 270—271 参。該当項はデュクロの執筆になるものであるが, トドロフの理論的立場も同一である。なお, 物語の〈素材〉となる〈出来ごと〉の連鎖は, 本来, 時間指向的(継起ないし因果的)に成立している。それに対し, 語られた物語の〈筋〉は, 物語言述が全体として有する目的(文学的, 教育的 etc.) にもとづいて, 〈出来ごと〉(要素命題が記述するもの)を再組織化しているのである。
- (7) トマシェフスキーの〈連関モチーフ/自由モチーフ〉, バルトの〈機能/指標〉など, いずれも, 命題がその上位単位(要素連続)内で果たす役割(義務的/任意的)によって述部を分類している点で共通する。
- (8) 言表一般に関しては, マルチネが, 〈最小言表〉ないしは〈核言表〉の〈拡大〉という理論を展開している。
- (9) 前出 *Dictionnaire* 参照。なお, この著述のトドロフ執筆の部分は, これまでの彼の諸論文の, いわば理論的集成となっている。小論でトドロフの考え方を要約する場合, しばしばこの書によったのもそのためである。
- (10) 〈要素連続〉という概念は, 「文法」において, 要素命題の上位単位と特定されたものである。訳語は, *Dictionnaire* (前出)の邦訳(滝田文彦他)によった。なお, 「文法」でのトドロフは, 〈最小物語〉というイメージをかならずしも明確にしておらず, かわりに, 〈要素連続をひとつしかもため物語〉が考えられていた。
- (11) 〈語りの叙法〉とは, のちにトドロフが〈命題変換〉の一種として定式化する(小論3・4参)ものにほかならないが, 「文法」では, optatif (記号 opt, 個人的欲求・意志), obligatif (obl, 社会集団の意志たる掟の顕現化), prédictif (préd, 論理的推断), conditionnel (cond, 条件・仮説)等が範疇化されている。
- (12) 「主辞XはP(命題)の実現を望み, aという行為をおこなう」のように読む。
- (13) 「Xは罪をおかし, Yに罰せられるべきであって…YがXを罰する」と読める。
- (14) これまでのところ唯一まとまった「文法」批判(*Observation sur la Grammaire du Décaméron*) (*Logique du récit*, Seuil, 1973, pp. 103—128)のブレモンも, やはりこの点を批判し, 述辞 b/c の範疇化のみならず, 〈語りの動詞〉/〈語りの形容詞〉の分節までを疑問視するに至っている。
- (15) つまり, 〈義務的変換要素〉による〈任意変換要素〉群の媒介と変換とがまずあ

り、ついで、その全体が〈変換過程〉となって、2つの属性命題を媒介するのである。なお、トドロフも、〈処罰の物語〉に、主辞の身分、状況等を記述した属性命題が先行することを認めてはいた。ただ、彼はこれを、統辞論的には余剰要素とみなし、この属性命題に変換が起これば、そこに、〈処罰〉と〈属性〉の2つの要素連続を見ようとしている。

- (16) 言述分析の第一歩たる〈命題分析〉は、物語を論理的に〈要約〉する操作からはじまる(『文法』)。なお、小論での『デカメロン』への言及は、便宜上、邦訳版(岩波文庫)によった。
- (17) 〈交換〉(échange)は、すでに『文法』において、状況変更述辞aの意味論的下位クラスのひとつにあげられていた。
- (18) この記号列で注目すべきは、 $Ya'/Xa'+Xa''/Ya''$  の関係である。『文法』での用語をつかえば、 $Xa'+Xa''$  は、travestir (偽装する)と détravestir (真相を明かす)の結合であり、この全体が  $Ya'$  を  $Ya''$  へと変換することになっているのだ(後段3・3参照)。なお、要素命題のとり方(そのレヴェル)、登場人物の〈視点〉(Point de vue)の定め方等により、この記号列が変化する可能性を否定するものではない。
- (19) 神との関係、良心の問題などがテーマなら、事情はことなつてこよう。ただし、『デカメロン』にはほとんどないケースである。また、「知られまいとする」、「知られる前に先手を打つ」などの〈欲求〉も考えられるが、これは、次項3・4により、たとえば(-svy)opt x と記述できるであろう。
- (20) 「Xが知っていることをYは知らない」svx/-svyは、すなわち、「Xが知っている」とYは思わない」に等しい。
- (21) 註18参照。
- (22) 《Transformations narratives》. この論文は、はじめ *Poétique* 誌に掲載されたが、ついで *Poétique de la Prose*, Seuil, 1971 に採録された。また、内容はほぼ同一ながら、さらに一般化されたタイトル《Transformations discursives》となって、前出 *Dictionnaire* (pp. 368—374)にも収められている。
- (23) どのような〈変換〉のタイプがドミナントであるかにより、テキストの類型学に至らんとする操作は、トドロフ自身の手によって、『聖杯物語』(《La Quête du récit》, *Critique* 25(1969), 262 所載。前出 *Poétique de la Prose* に採録)、ヘンリー・ジェームスの短編物語群(《Les Nouvelles de Henry James》, in H. James: *Tales/Nouvelles*, 1969所収。同じく *Poétique de la Prose* に採録)等に試みられている。とくに後者は〈認識変換〉をあつかっていて興味深いが、理論的に定式化される以前の仕事であるためか、あまりにも具体につきすぎたうらみもある。

追記 「えうゐ」2号(昭和50年11月10日)に、北岡誠司氏の「構造説話論の方法(一)」が発表されている。小論がすでに校正中であつたため、今回は参照させて頂けなかったが、〈説話の文法〉に関する氏の構想によれば、小論で整理しきれなかつたいくつかの論点(とくに統辞部門における表層構造と深層構造の関係など)にも光があてられるように思う。